横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	入札説明書	2	34	3_(4)_②_ イ運営業務	本施設の完成・引渡しから入居予定官署が入居完了までにかかる想定期間 をご教示ください。	本施設等の引渡から入居完了までは6か月程度を想定していますが、入居予定官署の入居に係る詳細な日程は、落札者決定後、事業者と協議の上、国が決定します。
2	(資料-1)事業 契約書(案)	5	12	権利義務の譲渡等	事業者との貸付契約における貸付債権を事前の承諾を得ることを前提に第 三者に債権譲渡を行うこと、又は証券化等を行い適格機関投資家に譲渡す ることは問題御座いませんでしょうか。御教示賜りたく存じます。	事業者と第三者が締結する貸付契約に係る貸付債権等の譲渡等については、個別具体の事象に応じて国が判断します。
3	(資料-1)事業 契約書(案)	12	34	第27条_第3項許認 可の取得等	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
4	(資料-1)事業 契約書(案)	13	9	第27条_第4項許認 可の取得等	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
5	(資料-1)事業 契約書(案)	15	6	第33条_第2項要求 水準の変更による 措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
6	(資料-1)事業 契約書(案)	15	10	第33条_第3項要求 水準の変更による 措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
7	(資料-1)事業 契約書(案)	15	33	第35条_1項	第三者への損害について「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤 沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞 等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む」とありますが、「通常避 けることのできない」リスクについて善管注意義務を事業者が果たしていた場 合には第三者への損害の賠償は国の負担として頂くことはできないでしょう か。	原文のとおりとします。
8	(資料-1)事業 契約書(案)	16	19	第36条_第4項法令 変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
9	(資料-1)事業 契約書(案)	17	14	第37条_第3項不可 抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
10	(資料-1)事業 契約書(案)	17	31	第38条_第3項中断 による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
11	(資料-1)事業 契約書(案)	19	20	第45条_第3項近隣 対策	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
12	(資料-1)事業 契約書(案)	19	27	第46条_第1項引渡 し等の遅延又は変 更に伴う措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
13	(資料-1)事業 契約書(案)	20	2	第46条_第3項引渡 し等の遅延又は変 更に伴う措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
14	(資料-1)事業 契約書(案)	20	15	第47条4項	「土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等」には既存施設の状況 (例:アスベスト含有物の有無)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	(資料-1)事業 契約書(案)	20	25	第47条_第5項調査	「合理的な範囲内の増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
16	(資料-1)事業 契約書(案)	23	13	第55条_第4項実施 工程表	工事進捗の遅延を早期に把握する目的との理解ですが、出来高予定よりも進捗している状況においても(遅延している状況ではなくても)、5%超の変動が生じた場合には理由が必要となるのでしょうか。	
17	(資料-1)事業 契約書(案)	23	28	第58条_1項 中間確認	「主要な工程に係る工事の終了時」とは具体的にどの時点を想定されているでしょうか。	重点的な確認の実施時期は、事業契約締結後に施工の状況等の具体的状況が明確になるに従って、国から事業者に示します。
18	(資料-1)事業 契約書(案)	26	2	l	「引渡受領書」は引渡日当日に事業者に交付されるとの理解でよろしいでしょうか。	
19	(資料-1)事業 契約書(案)	28	29	第74条_第3項本施 設等の損傷	「復旧に要する費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
20	(資料-1)事業 契約書(案)	30	4	第79条	事業期間終了に際して、福利厚生サービス提供業務の継続を申し入れた場合は認められることもあるのでしょうか。	事業期間終了後に福利厚生サービス提供業務のみ継続することは想定していません。
21	(資料-1)事業 契約書(案)	30	31	第80条_第7項施設 整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
22	(資料-1)事業 契約書(案)	33	13	民間収益事業の終 了	民間収益事業者が事業終了を希望する場合、代替企業で事業継続することもお認め頂けますでしょうか。	第82条第3項のとおり、事業者は、事前に国の承諾を得た場合に限り、民間 収益事業者を変更することができます。ただし、その事前承諾については個 別具体の事象に応じて国が判断することになる点、ご留意ください。
23	(資料-1)事業 契約書(案)	33	13	民間収益事業の終 了	民間収益事業者が事業終了を希望し、代替企業が事業継続する場合に事業停止期間をお認め頂けますでしょうか。	個別具体の事象に応じて国が判断します。
24	(資料-1)事業 契約書(案)	33	19	第89条3項	民間収益事業の終了事由に関して、様々な措置を施したにもかかわらず、収益悪化により事業を終了させる場合には事業者の帰責になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	(資料-1)事業 契約書(案)	36	21	第93条2項		譲渡に関する条件については、具体の事象を踏まえ、国との協議により決定 します。
26	(資料-1)事業 契約書(案)	37	3	出来形	建設中の本施設等の出来形部分(既存建物等の解体撤去業務の完了部分を含む。以下、本節において同じ。)並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。とありますが、「資料1-3 別紙1事業費の内訳 施設整備費」のうち、割賦手数料を除くもの(開業に伴う諸費用や融資組成手数料、建中金利等)も国が買い受ける対象に含まれますでしょうか。	
27	(資料-1)事業 契約書(案)	37	3	第94条_第1項_二 事業者の帰責事由 による契約解除等 の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、 会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしい でしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
28	(資料-1)事業 契約書(案)	37	31	は国の帰責事由による契約解除の効力		
29	(資料-1)事業 契約書(案)	38	8		「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
30	(資料-1)事業 契約書(案)	38	16	は不可抗力等によ る契約解除等の効 力		
31	(資料-1)事業 契約書(案)	38	27	等の変更等又は不 可抗力等による契 約解除等の効力		
32	(資料-1)事業 契約書(案)	39	17	者の帰責事由によ る契約解除の効力	「維持管理・運営費及びその他の費用の残額」は、消費税及び地方消費税を含むとの理解でよろしいでしょうか。	
33	(資料-1)事業 契約書(案)	40	5	任意による又は国 の帰責事由による 契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	
34	(資料-1)事業 契約書(案)	41	26		共用部備品に関して「国が事業者に共用部備品の撤去を求めた場合」とありますが、要求水準書(5-13ページ)には「事業終了時に現状有姿で国に引き渡しを行う」とあります。提案時は現状有姿で引き渡すことを前提で入札及び提案すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	(資料-1)事業 契約書(案)	41	32		「所有権移転を受ける場合は〜本契約終了時点における残額を〜支払う」とありますが、所有権の移転を受けない場合には、本契約終了の帰責性等に関係なく支払われないということでしょうか。	第98条に基づき契約を解除した場合は、同第3項に基づき、事業者に発生する合理的な増加費用が支払われます。
36	(資料-1)事業 契約書(案)	60	6	設整備業務に関す る損害分担		
37	(資料-1)事業 契約書(案)	60	18	持管理・運営業務 の損害分担		
38	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	7		額算定並びに罰則	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重ではないでしょうか。	
39	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	7	28		業務不履行支払区分の対象事業で減額等を受けた場合、その他の費用の 支払い区分についてもあわせて減額するとありますが、主旨を伺えないでしょ うか。	No.38の回答をご参照ください。
40	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	8	1	(3)重大な事象に対 する減額	③ 重大な事象が以前に発生した重大な事象に係る業務不履行を「同一の支払 国大な事象が以前に発生した重大な事象に係る業務不履行を「同一の支払 区分」に属する場合は、②に加えて以前に発生した重大事象の発生回数を 乗じた金額を減額するとありますが、同一の支払区分といえど、再発ではない ケースが多いと考えますので、非常に不合理なペナルティ条件と考えます。 再発に係る再改善勧告を行った場合にのみにペナルティを課す様、条件の 見直しをして頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
41	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	8	1		③ 「重大な事象が以前に発生した重大な事象に係る業務不履行を「同一の支払区分」に属する場合は、②に加えて以前に発生した重大事象の発生回数を乗じた金額を減額する」とありますが、同一の支払区分といえど、再発ではないケースが多く減額金額が過重となる事が想定されます。「同一の事象において再発した場合においてのみ重大な事象とする」などの様に変更頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
42	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	8	1		以前に発生した重大な事象区分に係る業務不履行に属する場合とは、対象期間はどのようにお考えでしょうか。 現行の条件ですと、重要な事象発生の度に「その他の費用区分(事業者による管理の不備の同一の事象の発生等)」にも該当するケースが多発することが想定されます。特にその他支払区分などは、SPCの維持費を構成する側面もある為、SPCの保全の為にも条件の見直しを検討頂けませんでしょうか。	前段については、以前に発生した重大な事象の対象期間とは、維持管理・運営業務の開始から当該重大な事象が発生した日までを指します。 後段については、原文のとおりとします。
43	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	8	18		『以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合』とありますが、累積で減額するのは、同一の支払い区分ではなく同一事象としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
44	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	8	20		「発生した重大な事象に係る業務不履行が、・・・以前に発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。」とありますが、『以前に』というのは当期及び前2期の期間内という理解でよろしいでしょうか。	No.42の回答をご参照ください。
45	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	12			「年度末には留保している施設整備費を支払うものとする」とありますが、各年度下期分の施設整備費の支払の留保はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	12	17	払区分毎の当期の 減額が当期の支払	施設整備費の留保は、支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価 を超えた場合のみ、業務不履行が継続している期間中に行われ、超えない場 合(減額相当額が維持管理・運営費の範囲内となっている場合)には当該留 保は行われないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営費の支払区分毎の減額相当額が、当期の支払区分毎の対価の範囲内となっている場合には、ご理解のとおりです。
47	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	14	1	例	「結果による判断基準(例)」の記載はありますが「規模・内容等による基準の判断基準(例)」の記載が「一」となっている項目が多数あります。国と事業者との基準の考え方に齟齬が生じてしまうとりスクを見誤ってしまうことが想定されますので、現段階でお考えの規模・内容等による判断基準を具体的にご教示ください。(例:結果による判断基準:執務不能、規模・内容等による判断基準:特定官署が全て執務不能等)	「規模・内容等による基準の判断基準(例)」の記載が「一」となっている項目は「結果による判断基準(例)」を用いることを想定しています。なお、第3章2.(3)①のとおり、重大事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議のうえ、国が定めることとなります。
48	(資料-1-2) 業績等の監視及 び改善要求措置 要領	15			『行政への著しい負担の発生』とありますが、想定される具体的な例をご教示ください。	別紙におけるその他以外の項目のいずれにも当てはまらない事象を想定して います。
49	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	6	6	第2_1 支払方法	施設整備費A及びBに関しては元金均等払いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
50	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	7	28	第2.第3項_(1)_(イ) 割賦手数料A	基準金利の確定日は平成34年3月1日である一方、融資金利の決定日は平成35年3月31日以降(引渡予定日以降)であり、1年以上の期間の乖離があります。一般的に、金利変動リスクを極小化するためのコストを事業費に織り込む必要が生じますが、事業費を抑制する観点からも、基準金利確定日と引渡予定日の乖離を可能な限りなくしていただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。
51	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	9		の算定及び支払方	レイアウト変更について、国と事業者で協議後に変更事業契約を締結の上で、当該年度業務費を翌年度の4月30日までに一括して支払うとありますが、年度末で業務を締め、その後変更事業契約を交わした上で4月30日までに支払うスケジュールは実務的に厳しいと感じます。具体的にはどのような手続きを想定されておりますでしょうか。	変更事業契約を締結した上で当該年度におけるレイアウト変更対応業務を実施後、その対価を翌年度の4月30日までに支払います。
52	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	12	1		点検保守等業務費の指標が企業向けサービス価格指数の「設備管理」の指標を使用することとなっていますが、設備管理のウエイトは6.8と非常に低く、入札等の特殊情報が色濃く反映されてしまい実態とは乖離しています。日銀の指数を使用するならば、その上位区分の「その他諸サービス(ウエイト89.3)」あるいは「諸サービス(ウエイト335.0)」の指数を使用しなければ適切な物価トレンドを反映できず適当とはいえません。指標を「その他諸サービス」もしくは「諸サービス」に見直して頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
53	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	15		別紙1事業費の内 訳	施設費A及び施設費Bに記載されている『事業者の開業に伴う諸費用』『事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部(引渡日まで)』については、それぞれの施設費に合わせて按分して含めればよろしいでしょうか。	割賦対象施設費に含め、施設費A、B-1、B-2、B-3に当該期間の各業務の業務量に応じた合理的な比率で按分してください。
54	(資料-1-3) 事業費の算定及 び支払い方法	15		別紙1事業費の内 訳	施設費A、施設費B及び施設費Cに記載されている『その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等』については、それぞれの費用に合わせて按分して含めればよろしいでしょうか。	
55	(資料-1-4) 国有財産無償貸 付契約書(案)	3	1	第10条_第1項違約金	時価とは、何を基準に算出される価格のことを指しますでしょうか。	【資料-1-4】「国有財産無償貸付契約書(案)」第2条に規定する貸付物件の時価を指します。
56	(資料-2)業務要求水準書 第1章 総則	2	1	第5節適用基準等 (1)	適用基準に関して、「本事業の事業契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする」とありますが、適用することにより費用が増額になった場合には費用負担に関しては国の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
57	(資料-2)業務要 求水準書 第1 章 総則	2	20	第6節.事業期間終 了時の水準	(1)「~ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材については、維持管理業務及び運営業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ通常の使用状況であった場合の状態を維持していれば足りる。」とありますが、この「その他機材」、「機材」とは、本施設における各種設備機器全般を指しておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	(資料-2)業務要 求水準書 第1 章 総則	2	20	第6節.事業期間終 了時の水準	(1)「~ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材については、維持管理業務及び運営業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ通常の使用状況であった場合の状態を維持していれば足りる。」とありますが、この適正な維持管理及び運営及び通常の使用状態である場合の判断方法としては、半期毎に行われる業績監視等の評価結果に基づいてご判断されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	(資料-2)業務要 求水準書 第2 章 事業の目的 及び計画条件	2	31	第2節4.(1)	国が行う本施設に係る調査とはどのようなものでしょうか?	【資料-2】「業務要求水準書」第4章第6節2.(10)、同、第5章第1節5.(10)をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
60	(資料-2)業務要 求水準書 第2 章 事業の目的 及び計画条件	5	3	1_(2)敷地面積	「敷地測量図」のCADデータをご提供願います。	「特定資料請求書兼受領書」h. に示す「敷地測量図」に含まれています。
61	(資料-2)業務要 求水準書 第3 章 経営管理	2	10	第1節_4_(1)	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフについては施設整備期間中及び維持管理運営期間中とで、それぞれ違う人物を配置してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	(資料-2)業務要求水準書 第3 章 経営管理	2	19	第1節4. (5)	『国・事業者間の協議を開催し』とありますが、協議は定期的な開催をお考えでしょうか。その場合に頻度はどの程度をお考えでしょうか。	月1回程度の開催を想定していますが、具体的な頻度については事業者と協議の上、国が決定します。
63	(資料-2)業務要 求水準書 第3 章 経営管理	2	19	第1節4. (5)	国・事業者間の協議について、国の参画者はどのような方を想定されている のでしょうか?	施設整備期間中については、主に関東地方整備局をはじめとした関係者を、維持管理・運営期間中については、主に横浜税関をはじめとした関係者を想定しています。
64	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	3		3節_1	民間収益施設を設ける場合、表4-1の面積を超えて民間収益施設を設ける ことが出来ると考えて宜しいでしょうか。	【資料-3】「民間収益施設の実施条件」第2.2.形態別の条件に記載の各場合により異なります。
65	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	3		3節_1_(3)	室面積の床面積制限が±5パーセントというのは、計画プランに多大な影響を 及ぼします。よって例えば、当制限を受ける部屋は100㎡以上の室とし、100 ㎡未満の室の床面積制限は-10~+10パーセントとする等、緩和していただけ ないでしょうか。	
66	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	3	35	第3節1. (3)	『要求水準(面積を除く。)を満たした上で〜国と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。』とありますが、第二次審査資料提出時にも理由を記載すれば提案可能との理解でよろしいでしょうか。	「国と計画案の協議が整った場合」とは「設計業務」に対する規定であり、第二 次審査資料には適用されません。
67	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	4	20	第3節_3 動線計画の条件	民間収益事業として一般時間貸し有料駐車の用に供する自走式立体駐車場を計画し、その自走式立体駐車場内に指定面積以上の来庁者用駐車場を確保することで事業敷地の土利利用の合理化ができると考えております。その場合、目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)利用者車両と来庁者用車両の動線を兼ねる計画となることは認めらると考えてよろしいでしょうか?	求水準書の規定を全て満たすことが条件となります。また【資料-3】「民間収益事業の実施条件」第2.1.(2)②c)の「アクセス」には、「来庁者」のアクセスも
68	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	4	22	第3節_1_表4-1 本施設等の規模	本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画した場合、「資料2業務要求水準書第3節1.表4-1」で示される来庁者用駐車場必要面積は確保され要求が満たされると理解してよろしいでしょうか?	「業務要求水準書」第4章第5節.1.(13)において、官用車車庫を含めた台数を定めています。これら指定の台数は、ご質問にある「目的外駐車場」を整備するにあたり、兼用できないものとして、面積と台数両方の規定を満たすようご
69	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	6		3節_3_(4)_d	「前面道路から横浜税関の貨物検査場まで4tトラックが出入可能な車両動線を設ける。」とありますが、この場合の前面道路とは敷地北側の道路だけを指しますか? それとも敷地東西側の道路も含まれますか?	「前面道路」の範囲に特に制限は設けていません。【資料-2】「業務要求水準書」第4章第3節3.(2)をふまえ、関係諸官庁に係る手続に支障が無いよう、事業者においてご検討ください。
70	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	6		3節_3_(4)_d	「安全面などから、他の車両動線と出来る限り分離する。」とありますが、貨物 検査場に来るトラックの台数/日は平均何台程度か、ご教示ください。	平均10台程度です。また当該台数は【参考資料4-10】「入居官署に関する資料」における来庁車両台数に含まれていません。
71	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	7		3節_6_(1)	(1)健康診断用の健診車2台、および(2)横浜国道事務所の災害等非常時用車両3台は荷捌駐車場と兼ねることは可能でしょうか。	(1)健診車については、国として検討を妨げるものではありませんが、附置義務駐車場に関する取り扱いは横浜市にご確認ください。 (2)横浜国道事務所の災害対策車両3台が一時的に駐停車するスペースについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章第5節1.(13)a.(b)の官用車として扱います。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
72	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	39	12	5箭_1_(6)_d_(a)	外気に面する室には窓を設け…」とあります。片や別添4-2の各室性能表の建築の一番右側には外部窓の項目があり、有・無・適宜が記載されています。 各室性能表上で外部窓が有となっていても、室の配置条件や近接性等の要求水準書を優先した結果、窓が無いことは許容される、という理解で宜しいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章第5節1.(6)d.(a)の規定は、【別添資料4-2】「各室性能表」上適宜となっているものに対して原則として窓を設けることを定めたもので、同「各室性能表」において窓有とされているものに対しては窓を設けてください。
73	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	40	23	(8)サイン	売店のサインについては、事業者の仕様に準じた設置場所・デザイン・サイズ にて今後協議させて頂いてよろしいでしょうか。	屋内については、ご理解のとおりです。 屋外については、売店の出入口が本施設の玄関(主玄関、通用口)以外に設けられている場合に限り、協議により設置も可能です。また屋外への設置を行う場合においては、横浜市の「みなとみらい21 新港地区街並み景観ガイドライン」や条例等をふまえ、適切に計画してください。
74	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	43	26	第5節_1_(13)_a_ (b) 駐車場	横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車台数および別添資料4-3の官用車車両台数を満足させた合計面積が表4-1の面積を超える場合はどの条件が適用されるでしょうか?	原文のとおりとします。面積も含め、すべての条件を満たすよう計画ください。 なお、表4-1の面積は、官用車車庫と来庁者用駐車場の面積を合計した面積 であり、【資料-2】「業務要求水準書」第4章第3節2.(5)の条件も適用されるため、併せてご参照ください。
75	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	43	26	5節_1_(13)_a_(b)	官用車車庫と来庁舎駐車場を併せた面積が、横浜市駐車場条例による附置 義務台数を満たすために、6,071㎡を超えることは可能でしょうか。	No.74の回答をご参照ください。
76	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	44	33	5節_1_(13)_b_(a)	官用車車庫72台と記載がありますが、別添資料4-3だと合計75台です。別 添資料4-3を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、要求水準を訂正します。
77	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	45	24	5節_1_(14)_a	自動二輪車については「横浜市駐車場条例に基づく駐車台数を満足する駐輪台数を確保する。」とありますが、自動二輪車置場の設置によって生じるの面積は、資料2 4-3 表4-1にその項目がないため、合計面積を超えて設置できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、上家の有無については、事業者の提案によります。
78	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	45	25	5節_1_(14)_b	自動二輪車置場は来庁者用だけとし、官用車用は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	46	5	5節_1_(16)_a	「屋外に来庁者用駐輪場を設ける」とありますが、来庁者用駐輪場の設置によって生じる面積は、資料2 4-3 表4-1にその項目がないため、合計面積を超えて設置できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、上家の有無については、事業者の提案によります。
80	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	46	12	5節_1_(17) 喫煙所	喫煙所の整備面積を設定するために、喫煙者の人数もしくは執務人数に対する割合を教えていただけないでしょうか。	公表できる資料は無いため、事業者の知見等において設定ください。
81	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	55	6			前段については、【別添資料4-2】「各室性能表」における電話機は、一般電話機、PHS内線電話機、多機能電話機、FAXを指します。【別添資料4-2】「各室性能表」に記載の台数は、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」、【別添資料4-2-4】「電気:性能記号凡例表」の工事区分により設けてください。 後段については、【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第5節.2.(1).h.(e)、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」、【別添資料4-2-4】「電気:性能記号凡例表」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」により事業内で整備した電話機、モジュラジャック等が移動対象になります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
82	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	58	4	性能(1)電気設備n. 監視カメラ設備(a)	する。」とありますが、この <u>入力</u> とはどのような仕様のことを指しているのでしょうか。	
83	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	60	10	p. 防犯・入退室管 理設備_(a)_ア.	「建物の設置階から少なくとも3層にわたる範囲において、窓面等侵入可能な 箇所に防犯センサを設ける。」とありますが、その該当窓が専有部の窓であっ た場合も防犯センサーを設置するのでしょうか。また設置する場合、入居官署 が防犯センサーを設置する専有部については、センサーが重複しますが、そ の場合の設置基準をご教示お願いします。	後段については、設置する場合においても、事業者として【資料-2】「業務要
84	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	62	19	築·設備)_2. 設備 性能(1)電気設備	共用会議室の予約システムを導入について、東京湾海上交通センターを除く 各入居官署の総務部署等に1台以上予約端末を設け、また他のシステムの端 末と共用してもよいとありますが、セキュリティを十分に考慮の上、インターネッ ト上に予約システムを設け、各PCからアクセスできる環境を提案することは可 能でしょうか。	インターネット上に予約システムを設けることは認めません。また、予約端末は全て事業内のものとなります。
85	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	65	35	f.衛生器具設備	売店内部にも職員・一般利用客や従業員向けに衛生器具設備(大便器・小便器・手洗器・ハンドドライヤー・掃除流し等)は売店独自に設置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	(資料-2)業務要 求水準書 第4 章 施設整備	66	16	5節_2_f_(j)	教えていただけないでしょうか。	男女比については建物ライフサイクルの中で変化するものですので、一般的に公表されている資料や知見などを基に事業者にて適切に設定ください。
87	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	2		2. 業務内容 ₋ (1)c.本事業に含ま れない業務	入居官署が独自に実施する内装の事例として、横浜税関等が実施する事務室内のパーテーション等とありますが、本業務に含まれない箇所が不明です。入札説明書のどの資料を確認すればよいかご教示ください。また、「横浜税関等」と記載がありますが、横浜税関以外のその他の本事業に含まれないパーテーション等があるのであればご教示ください。	現在示すことができる資料は【資料-2】「業務要求水準書」及び関係する【別 添資料】【参考資料】に記載していますので、各資料をご確認ください。
88	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	2	34	第1節2. (1)c.(f)	『本施設等を国に引き渡した後の電気及びガス供給事業者の選定及び手続き』はいつごろ行い、供給開始はいつからを想定されているのでしょうか。また、それらが決まるまでの供給はどのようにお考えでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2章第2節4.(2)電気及びガス供給契約公募への対応」をご参照ください。
89	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	3	19	第1節2. (2)b.(b)	各入居官署の入居時期の想定があればご教示ください。	No.1の回答をご参照ください。
90	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	4	17	第1節3. (5)	設定した時間帯以外で緊急対応が必要となった際の連絡窓口は、速やかに 対応が出来ることを前提に本施設等の外部に設けても良いとの理解でよろし いでしょうか。	連絡窓口は、ご理解のとおりです。
91	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	6	26		「事業者は〜当該計画書等が要求水準を満たしていること国が確認するため の資料として、要求水準確認計画書を作成し、国に提出して確認を受ける」と ありますが、この要求水準確認書は、要求水準書と業務計画書との対比表の ような書類を想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	9	6	(4)報告書の作成、 提出等_a.業務実施 報告書	「事業者は(3)の各計画書の〜国に提出する」とありますが、国とは管理官署に提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
93	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	12	14	5. 業務の進め方 (12)図面その他の 資料の貸与等	事業者は維持管理運営期間中、図面その他資料を国から貸与を受けますが、相当な量になると考えます。管理用倉庫などを設計時に計画して、その倉庫の利用を許可頂けますでしょうか。	国としては【別添資料4-2】「各室性能表」「共用(ビル管理)倉庫」の一部に保管することを想定しており、利用可能です。ただし、保管場所についての提案を妨げません。「図面その他資料」が行政文書にあたることをふまえ、適切な保管計画としてください。保管場所としての適切性を確認した上で利用場所を判断します。
94	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	15	16		本件、電話機の移動等の業務は、第4章.第5節2.(1)h.(e)により事業者が整備する電話機を対象とするものと考えてよいでしょうか。	No.81後段の回答をご参照ください。
95	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	15	25		参考資料5-5内、想定される移動頻度や範囲、箇所数を上回る大幅な増加があった場合は、別途費用を頂けると考えてよろしいでしょうか。	ついては業務量の実績に応じた対価を支払うことを想定しています。
96	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	18	13	第2節.維持管理業 務2.清掃業務 _(2)_c	「事業者は、入居官署が排出する廃棄物の合計を計量し」とありますが、計量 器は国で用意して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	業務に必要な資機材は、事業に含みます。
97	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	18	13	第2節.維持管理業 務2.清掃業務 _(2)_c	感染性廃棄物についての収集・運搬については、各官署にて行うものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	20	1	警備に係る要求水準	b.にて「防犯装置(防犯センサ、防犯主装置等(配線を含む))については、本業務において調達(リース調達可能)してもよい。」と御座いますが、事業者側で調達保有(もしくはリース)をする機器については、維持管理・運営業務等を担う各担当企業が保有(もしくはリース)しても問題御座いませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	20	1	警備に係る要求水準	b.尚書きにて「事業終了後も国が引き続き使用出来るよう、事業終了時に現 状有姿で国に引き渡しを行なう」と御座いますが、機器の保有(もしくはリー ス)が事業者ではなく各担当企業である場合、現状有姿で国に引渡すのは事 業者ではなく、当該引渡時の所有者である各担当企業が直接国に引渡しを 行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理•運 営	20	3	1_(1)_b警備業務	「電気設備の防犯センサ」とは「監視カメラ」、「入退室管理」及び「防犯用センサ」のそれぞれを指しているのでしょうか。	「電気設備の防犯センサ」とは「防犯用センサ」を指します。
101	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	20	22	第3節3.	福利厚生サービス提供業務の安定的な継続と職員へのサービス向上を図るために、福利厚生サービス提供の補完機能として同一場所で民間収益事業を行っても良いとの理解でよろしいでしょうか。	福利厚生サービス提供業務の実施を目的に使用許可した行政財産を民間収益事業に使用することは、原則としてできません。 ただし、被許可者と民間収益事業者が同一であり、且つ、福利厚生サービス 提供業務を補完するものとして国が認める場合は、その限りではありません。
102	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	21	22	第3節3. (1)b(a)	『事業者に実施するよう要請することがある』とのことですが、事業者の独立採算にて実施が不可と事業者にて判断した場合には実施しないこともできるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
103	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理·運 営	22		第3節3. (1)b一覧表	食事サービス提供業務に関して、フードコート形態(食事提供窓口を複数設置し食事をとる場所は共用とする)の場合には、食事をとるスペースをそれ専用スペースとせず、食事提供サービスを利用しない職員も利用できるようにした場合には、一覧表の『外部への持ち運びが可能な形態で食事サービスが提供され、喫食可能スペース以外での喫食が可能な場合』と同じ負担方法と考えてよろしいでしょうか?	フードコート形態とした場合でも、外部への持ち運びが困難な形態で食事サービスが提供され、利用者が専ら喫食可能スペースを利用する場合は、使用料、光熱水費及び清掃業務を負担することとなります。
	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	22	5	第3節3. (2)	食事サービス提供業務に関しては、独立採算にて国より施設の貸付をうけて 行うものであるため、業務に必要な室面積に関しては、別添4-2各室性能表 に記載されている室面積の上限下限は適切なサービスを安定的に継続して 提供できることを前提に事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	食堂及び厨房の面積は要求水準のとおりとします。ただし、厨房の有無は事業者の提案によります。
	(資料-2)業務要 求水準書 第5 章 維持管理・運 営	22	10	第3節3. (3)	売店運営業務に関しては、独立採算にて国より施設の貸付をうけて行うものであるため、業務に必要な室面積に関しては、別添4-3各室性能表に記載されている室面積の上限下限は適切なサービスを安定的に継続して提供できることを前提に事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	売店の面積は要求水準のとおりとします。
	(別添2-1)本事業 の業務内容及び 事業区分	2	18		【別添資料4-2】の防犯センサ「(有)」については、配線経路、スペースの確保までが事業者側の業務であり、「監視カメラ」や「防犯用センサ」、「入退室管理の認識部」については入居官署が独自に工事・設置するとの理解でよろしいでしょうか。	配線経路、スペースの確保が事業内、防犯用センサ、防犯主装置、配線等は事業外になります。なお、「監視カメラ」、「入退室管理の認識部」の事業区分については、【別添資料4-2】「各室性能表」電気設備の監視カメラの欄、電気設備の入退室管理の欄、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」、【別添資料4-2-4】「電気:性能凡例表」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」をご参照ください。
	(別添2-1)本事業 の業務内容及び 事業区分	2	18	3_7_(2)事業区分	【別添資料4-2】の防犯センサ「有」については、入居官署が独自に設置するものであり、事業者側では工事、設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」、【別添資料4-2-4】「電気:性能凡例表」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」に記載のとおり防犯用センサ、防犯主装置、配線等の全てが事業内になります。
	(別添4-2)各室性 能表	17	4	⑤_武道場	天井高が「直天」と記載されていますが、必要な梁下有効に高さをご教示ください。	天井に設置する設備等の下の実有効高さで4.5m以上とします。
	(別添4-2)各室性 能表	17	7	⑤_倉庫(武道場)	天井高が「直天」と記載されていますが、梁下有効に必要な高さをご教示いた だけますか。	天井に設置する設備等の下の実有効高さで2.6m以上とします。
	(別添4-2)各室性 能表	45	7	共用シャワー室	共用シャワー室は事業者(常駐警備員等)も使用可能でしょうか。	共用シャワー室は職員用です。職員以外の使用は、職員の使用に支障がないことを前提に、費用負担も含め国との協議によります。
111	(別添4-2)各室性 能表	45		売店_室面積	要求水準によると、『各室面積は、【別添資料4-2】「各室性能表」に掲げる「室面積」に示す所定の面積に対し、±5%以内とする。』とあり、売店は94㎡と記載されていますが、職員の利便性を高めるため、この面積基準に囚われず、充実した品揃えとサービスを実現させるために必要となる面積としてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
112	(別添4-2)各室性 能表	45		売店_室面積	売店の室面積が94㎡となっておりますが、サービスの向上及び独立採算による業務継続性の確保を踏まえて各室の面積要件(記載面積の±5%以内)の上限を超えてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
113	(別添4-2)各室性 能表	48	7		表の欄外下部に表示されている「※出入口扉は「出入口扉の箇所数」を満たし、かつ1スパンに1以上設ける。」という注意書きは、p1~p48すべての居室が対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
114	(別添4-2)各室性 能表				外部窓の有・無・適宜の項目があります。ある居室の「外部窓」が有の場合は「屋外」に面させる必要がありますか? 或いは「屋外」でなくとも、光が入って充分に明るい「屋内」(例えば吹抜けた屋内空間)に面させることは可能でしょうか?	
115	(別添4-2)各室性 能表			電気設備: 入退室管理	別添資料4-2から、事業者が入退室管理設備を設置する入居官署は、横浜税関、横浜検疫所、横浜国道事務所と理解しますが、各入退室装置の設置は、各扉に関して入室時の1か所で良いのでしょうか。それとも入室時と退室時を管理するために、2か所の入退室装置を設置するのか意向をご教示お願いします。	前段については、入退室管理設備を設置する入居官署は、横浜地方検察庁分室、横浜税関、横浜検疫所、横浜国道事務所となります。(入退室管理機器設置、配線が事業外の入居官署を含みます。) 後段については、【別添資料4-2-3】「建築:入室制限、鍵管理の凡例表」に記載のとおり原則として入室の管理を行い、退室の管理も行う場合は【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」に特記しています。
116	(別添4-2)各室性 能表			電気設備:入退室管理	別添資料4-2から、事業者が入退室管理設備を設置する入居官署は、横浜税関、横浜検疫所、横浜国道事務所と理解しますが、各入居官署のカードで、他入居官署の入退室管理装置に適合するような設定であったり、各入居官署の入退室管理装置マスターカード等を作成する必要はありますでしょうか。	前段については、入退室管理設備を設置する入居官署は、横浜地方検察庁分室、横浜税関、横浜検疫所、横浜国道事務所となります。(入退室管理機器設置、配線が事業外の入居官署を含みます。)後段については、各入居官署のカードで、他入居官署の入退室管理装置に適合は不要、各入居官署の入退室管理装置マスターカード等の作成は不要です。
117	(別添4-2-3)建 築:入室制限、鍵 管理の凡例表	2	18	建築:各室性能表 「鍵管理」の凡例_区 分B	「職員が鍵管理装置用のキーを所有し、登退庁時に鍵管理装置を開閉し鍵の出し入れを行う」とありますが、このキーはいわゆる鍵の意味でしょうか。(資料ー2)_60頁_p(c)_イ.によれば、施設利用者毎にかつ随時設定可能とありますので、ICカード等と理解してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。
118	(別添4-2-4)電 気:性能記号凡 例表	2	32	監視カメラ、防犯、 入退室管理	監視カメラ、防犯、入退室管理について、(有)は入居官署で設置し、事業者は配線経路、スペースを確保すると理解しますが、機器の設置場所、設置個数は事業者側で判断するのでしょうか。 機器の性能によっては、設置位置や個数が異なってくると考えますが、どのように想定されているかをご教示お願いします。	前段については、計画に応じて事業者との協議により決定します。 後段についても事業者の計画によるところが大きいため、現段階における具体の想定はありません。
119	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	2	25	②横浜地方検察庁 分室_○事務室②		前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。
120	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	15	11	⑤_○国庫帰属物 品保管庫(建築)	「トラックからの積み下ろしに配慮した計画とする」とありますが、別添4-2、13ページによれば天井高は2.6mであることから、「検査場」からこの室へはフォークリフトは入らず、カートや人手で荷物を運ぶ、という理解で宜しでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	15	18	⑤_〇会計課備品 庫(建築)	「トラック等からの直接積み下ろし搬入可能な計画とする」とありますが、別添4-2、13ページによれば天井高は2.6mであることから、「検査場」からこの室へはトラックの後部側を会計課備品庫に寄せて駐車し、直に積み下ろしができるようにする、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	21	30	⑤ 〇貨物検査場 (建築)	「2t、4tトラックが貨物検査場に容易に出入り出来て、フォークリフトにより貨物運搬が行える、検査場へ直接貨物の出し入れができる」とあります。貨物検査場内にはトラック何台分の駐車スペースを用意すればよいか、ご教示ください。	
123	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	21	35	⑤_○貨物検査場 (建築)	「旅具検査場と一室とする」とありますが、トラックの出入口は貨物検査場と旅 具検査場を合わせた空間のうちの貨物検査場側にあれば良い、という理解で 宜しいでしょうか。	一室一体の空間であるため、室として出入口が確保されていれば、貨物検査 場側、旅具検査場側といった指定はありません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
124	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	22	4		貨物検査場からフォークリフトで取り出した荷物は全て収容貨物室に運ばれ、 そこでフォークリフトから荷下ろしして検査される。収容貨物室の面積には荷 物を置く場所と荷物を検査する場所とが含まれている、という理解で宜しいで しょうか。	
125	(別添4-2-6)室別 特記仕様書	83	14		庁務員室は事業者のみが使用する諸室という理解でよろしいでしょうか。また、庁務員室等の"等"については、清掃員控室、守衛室要員・中央監視室要員の控室以外で、事業者が占有して使用する管理上必要な諸室があった場合、事業者提案で諸室を設けることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	(別添4-3)車両台 数一覧表	1	5	分室	横浜地方検察庁分室の官用車車庫の近くに設ける、官用車(小型車)が5台停車できるスペースは車両台数一覧表合計75台とは別に設けるものでしょうか。或いは駐車ではなく停車できるスペースということは、例えば車路上に一時停車をするという考え方でも差し支えないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、「停車できるスペース」は、【資料-2】「業務要求水準書」第4 章第3節3.(6)a.の専用通用ロにアクセスする車両を、その近傍(横浜地方検 察庁分室の官用車車庫の近く)に一時的に停車させておくことが可能なよう求 めたもので、通行の妨げにならないようにしてください。
127	(別添4-3)車両台 数一覧表	1	7		早朝の利用に配慮し、前日よりマイクロバス(大型)が一時的に駐停車できるスペースを確保する、とありますが、これは車両台数一覧表合計75台とは別に設けるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	(別添4-3)車両台 数一覧表	1	7	横浜支局横浜港分室	その他の条件にあるマイクロバス(大型)のサイズをご教示ください。	予定しているマイクロバス(大型)のサイズは、長さ699cm幅206cm高さ263cmです。
129	(別添4-5)本施設 等におけるセ キュリティに関す る考え方	7	24	(Zone 3b)	時間帯以外は防犯センサ等で監視とありますが、別添資料4-2の横浜検疫所の欄では、監視カメラ設置が3部屋、防犯センサに関しては、設置部屋0と	横浜検疫所の監視カメラについては、【別添資料4-2】「各室性能表」、【別添資料4-2-4】「電気:性能記号凡例表」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」、【別添資料4-8-4】「入居官署電気設備性能書」により計画してください。また、【別添資料4-2-4】「電気:性能記号凡例表」に記載のとおり、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」の要求と【別添資料4-2]「各室性能表」の数量は計画に応じて異なるため、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」の要求も合わせて満たすよう計画してください。防犯用センサについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第5節.2(1).p、【別添資料4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」等により計画してください。なお、【別添資料4-2-4】「電気:性能記号凡例表」に記載のとおり、【資料-2】「業務要求水準書」の要求と【別添資料4-2】「各室性能表」の数量は計画に応じて異なるため、【資料-2】「業務要求水準書」全体の要求を満たすよう計画にしてください。
130	(別添4-5)本施設 等におけるセ キュリティに関す る考え方	10	10	入館方法	するカードと利便性上、同一のカードとしてもよろしいでしょうか。また、鍵管理	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、鍵の区分ごとのセキュリティに ついて十分配慮された提案としてください。
131	(別添4-5)本施設 等におけるセ キュリティに関す る考え方	10	10	入館方法	鍵保管装置の設置位置は建物最終出入口付近という理解でよろしいでしょうか。	
132	(別添4-6)階構成 及びアクセス動 線の考え方	2	2	①神奈川行政評価 事務所	図によれば①の行政評価事務所へはエレベータは着床しないこととなってい ますが、EV(乗用)とEV(人荷用)が着床ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、【別添資料4-6】「階構成及びアクセス動線の考え方」を訂正します。
133	(別添4-6)階構成 及びアクセス動 線の考え方	2	2	判所横浜支所	「横浜中税務署とサーバー等を共用予定のため、横浜中税務署と別の階が 望ましい」とありますが、平面的に充分に離れていれば同じ階でも可能と考え て宜しいでしょうか。	一般来庁者が平面的に移動可能な場合は、「平面的に十分に離れている」場合であっても、横浜中税務署と同じ階への配置は不可とします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
134	(別添4-7)入居官 署の諸室位置関 係図	6		⑤横浜税関	可能なライン」とあります。事務室のうち、その破線の範囲に含まれる床面積をご教示ください。	備品他として【参考資料4-12】「参考備品一覧」他資料を示しているため、適切に配置できるよう計画してください。
135	(別添4-8-2)実験 設備等一覧				整備区分に『PFI事業外』と記載されているものでも、機器の調達設置が事業外であり、設備関係欄に〇印がついているものは、PFI事業にて対応するとの理解でよろしいでしょうか?	【別添資料2-1】「本事業の業務区分及び事業区分」によります。
	(別添4-8-3)映 像・音響設備等 一覧	1			ご提示いただいた一覧において以下の寸法、数量を、現時点で想定されているもしくは入札時の条件としてのお考えをご教示ください。 ①スクリーンの大きさ ②ワイヤレスマイクの数 ③マイクロフォンの数 ④プロジェクターの性能、数	事業者の提案によります。 会議室(共用)の室数、室別の面積は、事業者の提案事項となっています。提 案する室数や室の規模に応じて、室別に適切な仕様、適切な数量としてくだ さい。
137	(別添4-8-4)入居 官署電気設備性 能書	4	8	(6)管理装置は次 による。 ₋ g.	(横浜税関を始めとする)各入居官署の入退室装置のカード発行枚数は、職員分と予備分(職員数×20%)と理解しますが、職員数は、参考資料4-10入居官署に記載のある人数という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	(別添4-8-4)入居 官署電気設備性 能書	6	17	事業区分は次による。_a.	「感染症検査室前室、感染症第一検査室、感染症第二エアロック室、感染症第二検査室、その他認識部14個分(設置場所は国と協議する。)以外の認識部及び制御装置(制御・入出力・連動)はPFI事業外とする」とありますが、上記区分に関して、事業者側で何かをする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	【別添資料4-8-4】「入居官署電気設備性能書」の6頁⑧横浜検疫所2.(5)に記載のとおり、機器の一部をPFI事業外としてください。
139	(別添4-8-4)入居 官署電気設備性 能書	6	23	2. 入退室管理_(5) 事業区分は次によ る。_c.	「入退室管理主装置はPFI事業外のものを追加する場合、データ変更で対応できるものとする」とありますが、機器を追加する場合に連動可能な機器を最初の段階で選定するという理解でよろしいでしょうか。また、入居官署が個別に発注するため、事業者は特段関わらない事項と考えますが、いかがでしょうか。	でPFI事業外としたものとなります。 後段については、【資料-2】「業務要求水準書」4章.第6節.4.(9)に記載のとお
	(別添4-8-5)専用 機器一覧表	114	8	⑮_屋外	「船舶通航信号装置信号板」の台数「2」とは、2面1か所でよろしいでしょうか。 もしくは、1面2か所ということでしょうか。	【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」23頁のように2面1か所になります。
	(別添5-8)警備に 係る要求水準	1	26	入館管理	「主玄関は開庁時間帯(8:00~19:00)に開放するものとし、その他は国と協議して定める。」とありますが、最終退館口については、常時施錠(内側からは随時退館可能)とし庁舎管理室等から業務従事者による監視等を行うことも可能でしょうか。	原文のとおり国と協議して定めます。
142	(別添5-8)警備に 係る要求水準	1	34	入構管理	「閉庁時間帯は、車両出入口にバリカー等を設置し不審車両の侵入や無断 駐車を防止する。ただし、官用車両は速やかに出入りできる。」とありますが、 官用車用車庫と来庁者駐車場のそれぞれに出入口を設置した場合には、出 入口毎にバリカー等を設置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	(別添5-8)警備に 係る要求水準	1	37		主玄関(開庁時間帯)における入館管理について「主玄関廻りに業務従事者が立哨すること等により不審者、不審物が本施設に入ることがないよう対応する。」とありますが、監視カメラによる監視を行い、不審者・不審物を発見した場合に警備員が駆け付けること等の対応ではなく、必ず警備員が立哨して監視、入館管理をする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
144	(別添5-8)警備に 係る要求水準	1	42	入館管理_主玄関_ 開庁時間帯	主玄関の立哨において、「複数の風除け室等がある場合」の扱いについては、警備の観点から国が一の主玄関と見なせるものについては、一の主玄関として扱う。とありますが、主玄関と見なす基準についてご教示お願いします。	【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」入館管理に記載される主玄関の警備業務が適切に行える場合は、一の主玄関とみなします。
145	(別添5-8)警備に 係る要求水準	2	11	入館管理	表内 最終退館口、閉庁時間帯において、「職員、来庁者の入退館に支障が無いように管理を行う。(施錠した場合は~入館の確認方法は、原則として職員の場合は身分証の確認、来庁者の場合は職員協力による確認とする。」とありますが、閉庁時間帯での職員協力の体制や確認の方法についてどのように想定されておりますでしょうか。	当該職員が必要に応じて最終退館口まで迎えに来ることを想定しています。
146	(別添5-8)警備に 係る要求水準	2	33	入館管理	「専用部の共用廊下に面する扉は、防犯用センサ等にて監視する。」とありますが、防犯センサの種類(マグネットスイッチ等)については事業者の提案でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	(別添5-8)警備に 係る要求水準	2	36	官用車車庫	全時間帯において「車庫出入口に設置したカーゲートにて車両の入庫管理を行なう。」とありますが、一方で閉鎖時間帯においてはインターホンの連絡を受けた場合の対応内容として「バリカーの取外し、取付け等」の記載があります。官用車用車庫の管理においては、カーゲート(全時間帯)とバリカー(閉鎖時間帯のみ)併用での管理が必須でしょうか。	バリカーは閉鎖時間帯における敷地への侵入抑止として、カーゲートは官用 車車庫、来庁者用駐車場の入出庫の管理として設けるものです。
148	(別添5-8)警備に 係る要求水準	2	40	本施設の管理_共用 部_開庁時間帯	建物窓側は、適宜防犯用センサ等にて監視する。とありますが、開庁時間帯でも窓の開閉を監視し、窓が開いたら警報が鳴動するという理解でよろしいでしょうか。 開庁時間帯には多くの関係者が建物内におり、窓を開放する機会も多いと考えるため、防犯センサ等で監視することは相応しくないと考えます。	ていません。建物窓側は、適宜防犯用センサ等にて監視し、具体的な監視方
149	(別添5-8)警備に 係る要求水準	2	53	官用車用車庫の管 理_閉鎖時間帯	管理シャッターを閉鎖(開放時間帯8:00~19:00以外)し、出入時に都度開閉する。とありますが、開閉は職員が行うという理解でよろしいでしょうか。	開閉は事業者が行います。
150	(別添5-8)警備に 係る要求水準	3	2	来庁車駐車場	「適宜敷地出入口付近にて入構しようとする車両の整理・誘導を行う。」とありますが、適宜とは通常時は配置は不要であり、時間帯もしくは時期による混雑時のみ対応すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	
151	(別添5-8)警備に 係る要求水準	3	7	来庁車駐車場	来庁車駐車場の車両の入場管理(利用時間帯)について、「駐車場出入口に 駐車場管理員等を配置し」とありますが、いずれにしても有人による監視・案 内等が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	(別添5-8)警備に 係る要求水準	3	37	巡回・非常時の措置	非常時の措置について、「開庁以外の時間において、(中略)本施設に駆けつけた職員や入居官署が委託した警備会社の警備員が入館する時は、最終退館口等から速やかに入館できるように協力する。」とありますが入居官署が機械警備を独自に設置する場合の発報状況については庁舎管理室等で確認できるシステムとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的手法については、事業者の提案によります。
153	(別添5-8)警備に 係る要求水準	3	37	巡回・非常時の措置	非常時の措置について、「開庁以外の時間において、(中略)本施設に駆けつけた職員や入居官署が委託した警備会社の警備員が入館する時は、最終退館口等から速やかに入館できるように協力する。」とありますが、入居官署が機械警備を独自に設置する場合の発報状況について庁舎管理室等で確認できるシステムとする場合で、当該機械警備のいずれかの発報があった場合は、その委託先の警備員が到着し入館するのを待てばよく、常駐している事業者側の業務従事者は何ら関与する必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。	【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」非常時の措置に記載のとおり、臨機の協力、措置は必要です。
154	(別添5-9)庁舎運 用に係る要求水 準	1			2か月前から受付可能とありますが、施設引渡し前から予約受付を行う必要はなく、施設引渡後からの受付で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
155	(参考4-14)専用 機器諸室参考レ イアウト	8	7	②_マイクロ回線用 アンテナ	周辺条件:方向①「下記図-1」とありますが、「図-1」が見当たりません。ご教示ください。	ご指摘を踏まえ、「下記図-1」を「下記神奈川県庁新庁舎 立面図」に訂正します。
156	(参考4-14)専用 機器諸室参考レ イアウト	24	1	③ 船舶通航信号 装置信号板 視認 高さ	「船舶通航信号装置信号板」の設置高さの基準があれば、ご教示ください。	【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」、【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」により計画してください。なお、「入札説明書」10、に示す特定資料の一部として、当該船舶通航信号装置信号板に係る【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」の追加資料を提供します。併せてご参照ください。
157	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	3	19	2_(1)_1)_③ 施設計画上、配慮 すべき条件	本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場))として来庁者用駐車場と一体構造体で計画できると理解してよろしいでしょうか?なおその場合、面積按分にて民間収益部分を事業者は区分所有するという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
158	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	3	19	2_(1)_1)_③ 施設計画上、配慮 すべき条件	本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場))として来庁者用駐車場と一体構造体で計画し、面積按分にて民間収益部分を事業者が区分所有した場合、区分所有面積の算定方法は階層、駐車台数、あるいはその他のどの区分が適用されるのでしょうか?	*****
159	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	3	22	第2_2. (1)_1)③	官用車庫等と構造体として一体で計画した場合に、事業終了後に民間収益施設が引き続き利用可能な状態であれば解体する必要はないのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、貸付期間終了後は、事業者の負担により原状回復の上、明け渡してください。
160	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	3	37	第2_2. (1)_2)②	官用車車庫等との合築の場合は事業用定期借地権として貸付期間を10年 以上30年以下を認めていただけないでしょうか。	官用車車庫等と構造体として一体で計画する場合は、事業用定期借地権とすることはできません。
161	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	3	38	2_(1)_2)_② 民間収益事業の法 的権原及びスキー ムに係る条件	「貸付期間は50年以上」とありますが、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画した場合、本事業の事業期間と相違します。貸付期間を50年以下で提案することは可能でしょうか?	来庁者用駐車場と一体構造体で計画する場合は、借地借家法第22条に定める定期借地権を設定するため、50年以下で提案することはできません。
162	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	2	第2_2. (1)_2)③	定期借地に伴う貸付料の入札時の目安を教えてください。	民間収益事業に係る使用料・貸付料の考え方については、第一次審査結果 の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対 象に、個別に提示します。
163	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	3	第2_2. (1)_2)④	定期借地に伴う貸付契約を行うのは民間収益事業を直接行う企業もしくは事業者が民間収益施設を譲渡しようとする者との契約でよろしいでしょうか。本施設事業継続を目的に事業者の安定した経営状況への悪影響を回避するためにも民間収益事業を事業者と切り離すことは有効かと思います。	貸付契約の相手方は事業者(SPC)となります。なお、事業者は事前に国の承諾を得た上で、第三者に民間収益施設を譲渡することができます。
164	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	9	2_(1)_2)_⑤ 民間収益事業の法 的権原及びスキー ムに係る条件	「貸付期間終了後、事業者の負担により、国が指定する期日までに原状回復の上、明け渡す」とありますが、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画し「国が原状回復を希望しない場合」に該当した場合でも原状回復に要する費用に相当する金額の支払義務は発生しますか?	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
165	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	13		国は本事業終了後も事業者が民間収益施設を譲渡しようとする者に貸し付けることができるとありますが、この場合には事業者(SPC)は解散してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	
166	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	16	第2項第1号に基づ	国有財産法第18条第2項第1号に基づく貸付により実施する場合、「資料-3 民間収益事業の実施条件(1)1)③」の「官用車車庫等を民間収益施設 と構造体として一体の計画とすることを妨げない」という条件は適用が可能 で、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施 設とは構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的 外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で 計画できるという理解でよろしいでしょうか?なおその場合、面積按分にて民 間収益部分を事業者は区分所有するという理解でよろしいでしょうか?	国有財産法第18条第2項第1号に基づく貸付の場合、官用車車庫等と構造体として一体の計画とすることはできません。
167	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	16	第2項第1号に基づ	国有財産法第18条第2項第1号に基づく貸付により実施し、「資料-3 民間収益事業の実施条件 (1) 1) ③」の「官用車車庫等を民間収益施設と構造体として一体の計画とすることを妨げない」という条件は適用が可能で、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画し面積按分にて民間収益部分を事業者は区分所有する場合、区分所有面積の算定方法は階層、駐車台数、あるいはその他のどの区分が適用されるのでしょうか?	No.166の回答をご参照ください。
168	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	16	第2項第1号に基づ	国有財産法第18条第2項第1号に基づく貸付により実施する場合、「資料-3 民間収益事業の実施条件 (1) 1) ③」の「官用車車庫等を民間収益施設 と構造体として一体の計画とすることを妨げない」という条件の適用が可能 で、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施 設とは構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的 外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で 計画することで「資料2 業務要求水準書 第3節 1. 表4-1」で示される 来庁者用駐車場必要面積は民間収益施設にて確保され要求が満たされると 理解してよろしいでしょうか?	No.166の回答をご参照ください。
169	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	35	第2項第1号に基づ	「貸付期間終了後、事業者の負担により、国が指定する期日までに原状回復の上、明け渡す」とありますが、国有財産法第18条第2項第1号に基づく貸付により実施する場合、「資料一3 民間収益事業の実施条件 (1) 1) ③」の「官用車車庫等を民間収益施設と構造体として一体の計画とすることを妨げない」という条件の適用が可能で、本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設とは構造上別棟とし、業務要求水準書表4-1の面積を超えた部分を目的外駐車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画した場合でも原状回復はしないとならないのでしょうか?	
170	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	4	37	第6項に基づく使用	本施設等の一部である官用車車庫等に含まれる来庁者用駐車場を本施設と は構造上別棟とし、業務要求水準書 表4-1の面積を超えた部分を目的外駐 車場(一般時間貸し有料駐車場)として来庁者用駐車場と一体構造体で計画 した場合、使用許可の対象部分は面積按分とする理解でよろしいでしょう か?	
171	(資料-3)民間 収益事業の実施 条件	5	33	2_(4) その他の手法により 実施する場合	地方自治法第96条「負担付き寄附」を適用し、事業者は自らの責任と費用負担によって民間収益施設を建設し、国にそれを寄附する対価として国から運営権を付与し、一定期間民間収益事業を行う事業方式の適用は可能でしょうか?	本事業では地方自治法は適用されません。 なお、国は、行政目的で使用する予定のない建物の寄付については、維持・ 管理コスト(国民負担)が増大する可能性等が考えられるため、受け入れてい ません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
172	(資料-4)提出 書類の記載要領	8	2	第1_5.(1)	様式番号15-5に関して、記載するのは応募者の企業名のみでよろしいで しょうか。	応募者を構成する代表者、構成員及び協力企業については、企業名、役割 及び種別を記載してください。 応募者に含まれない企業を事業提案に関する提出書類に記載する場合は、 その企業の企業名、役割及び種別を記載してください。
173	(資料-4)提出 書類の記載要領	8	2	第1_5. (1)	様式番号15-5に関して、第1回質疑回答No3において応募者に含まれないとされた企業(施設整備業務、維持管理運営業務以外の業務担当企業)は記載の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	No.172の回答をご参照ください。
174	(資料-4)提出 書類の記載要領	8	2	第1_5. (1)	様式番号15-5に関して、第1回質疑回答No4において応募者に含まれないとされた企業(施設整備業務、維持管理運営業務以外の業務担当企業)で事業者から直接業務を委託もしくは請け負う企業で、第二次審査資料提出時に決定していない企業は企業名を記載せず、役割、種別のみを記載すればよろしでしょうか。もしくは一切の記載が必要ないとのことでよろしでしょうか。	事業提案に関する提出書類に記載のない応募者以外の企業については、様式15-5への記載は不要です。
175	(資料-4)提出 書類の記載要領	10	7	第1_5. (2)_A	添付する関心表明書等は選定企業以外の企業名は記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。(様式Aに限らずの質問です)	添付書類を含め、事業提案に関する提出書類へ企業名を記載する場合は匿名とし、様式15-5に対応する企業名等の必要事項を記載してください。関心表明書等を提出書類に添付する場合は、企業名や押印部分、ロゴ等を黒塗り等で消した状態で提出してください。ただし、その場合は様式15-5で該当する企業名が確認できるよう、下図の例示のような表記としてください。 関心表明書 住所 企業名 代表者
176	(資料-4)提出 書類の記載要領	10	7	第1_5. (2)_A	各事業者が有する代表的な実績に関しては事業名、施設名、業務名の具体的な名称を記載できるとの理解でよろしいでしょうか。	企業名及び企業を類推できる記載となりますので、案件概要等は記載しても結構ですが、具体的な案件名は記載しないでください。
177	(資料-4)提出 書類の記載要領	27	13	1)_4	主要家具・什器備品のレイアウトを記載することとありますが、「主要」とは別添資料【4-8-1】ならびに【4-8-2】で示されているPFI事業で調達する家具・什器備品のことでよろしいでしょうか。	【別添資料4-8-1】【別添資料4-8-2】に加え、【別添資料4-8-3】「映像・音響設備等一覧」に係る「AV機器収容架等」、【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」【参考資料4-12】「参考備品一覧」に示す主要家具・什器備品(実験設備等を含みます)を記載してください。なお、記載の程度は、平面計画上影響する主要なもののみとし、卓上のものなど平面計画上影響しないものは記載不要です。 【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」を示しているため、ご参照ください。
178	(資料-4)提出 書類の記載要領	27	40		内部仕上表は指定書式が無いので、記載項目は提案者の判断によるということで宜しいでしょうか。	前段については、「共通様式」を用いて作成してください。後段については御理解の通りですが、記載要領の「内部仕上げ」として、最低限「床、幅木、壁、天井、天井高」は記載してください。 【資料-4】「提出書類の記載要領」第1.5.(2)B:b.<各様式の記載事項>内部仕上表における記載上の留意事項「各室の内部仕上け」は「各室の内部仕上げ(床、幅木、壁、天井、天井高)」と訂正します。参考として【参考資料4-11】「仕上げに関する資料」を示しているため、ご参照ください。
179	(資料-4)提出 書類の記載要領	28	2		緑化計画図の縮尺は1/500から多少変更は可能でしょうか。 1/500だと、A3に敷地がすべて入りきらないと思われます。	ご指摘を踏まえ、【資料-4】「提出書類の記載要領」該当項を「1/500~1/800 程度」と訂正します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
180	(資料-4)提出 書類の記載要領	38	6	第2_2.	様式番号15-5に関して、第1回質疑回答No4において応募者に含まれないとされた企業(施設整備業務、維持管理運営業務以外の業務担当企業)で事業者から直接業務を委託もしくは請け負う企業は、他の第二次審査資料(様式A~D)に企業名を記載しても良いのでしょうか。	
181	(資料-5)事業 者選定基準	7	9	資金調達·債務償 還計画	A-3添付④<様式作成にあたっての注意事項>*4に「資金提供者が応募者の場合は応募者構成企業等一覧表(様式15-5)に従い匿名とし、応募者と関係ない第三者(金融機関等)の場合は実名を記載すること。」と御座います。応募者ではない企業(事業者が実施する業務である、本施設等の施設整備業務、維持管理・運営業務以外の業務に関し、事業者から直接契約し、受任又は請け負う企業のため第一次審査資料未提出の企業)が、資金提供者(出資や融資)となる場合は実名を記載するという認識で宜しいでしょうか。	なお、A-3添付④<様式作成にあたっての注意事項>*4の「資金提供者が応募者の場合は応募者構成企業等一覧表(様式15-5)に従い匿名とし、応募者と関係ない第三者(金融機関等)の場合は実名を記載すること。」を「資金提供者は応募者構成企業等一覧表(様式15-5)に従い匿名とすること。」と
182					2017年11月30日と2018年4月26日の資料の新旧比較表をご提示願います。	本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は本入札説明書の規定内容が優先されますので、本入札説明書をご参照ください。
183					敷地上空の電波伝搬経路を「総務省 電波伝搬障害防止区域図縦覧システム」にて確認したところ「重要無線通信 電波伝搬路」と重なっており、「伝搬障害防止区域」範囲内となっております。建築計画にあたり、高さ制限等の制約がありましたらご提示ください。	事業者においてお調べください。